

北海道函館工業高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかい等のほか、インターネットを介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もおり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめの防止に向けて、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「北海道函館工業高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

いじめの定義として、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、いじめ対策委員会で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被

災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、組織的に対応する。

(3) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(4) いじめの要因

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任

を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起り得る。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

3 具体的な取組

(1) 発達支持的生徒指導による取組

(ア) 人権に関する教育の一層の充実に向けた取組

(a) 各教科・科目の学びの中で人間の尊厳、人間関係や社会性等を養うよう努める。

(b) 高度情報化社会の現状を踏まえ、情報モラル教育を充実させる。

(イ) 生徒の人間関係を形成する力の育成や社会性の発達を支援する取組

- (a) 学校行事等を通じて集団への連帯感を深め、公共の精神を養い他者を思いやる心の育成に努める。
 - (b) HR活動等を通じて、協調性を養い、望ましい友人関係、集団づくりに努める。
 - (c) 生徒会活動を通じて、自主性のもと、望ましい人間関係を形成し、社会性の基盤を養うよう努める。
 - (d) こどもの理解支援ツール「ほっと」を含む人間関係構築に関するアセスメントツールの活用を推進する。
- (ウ) 生徒が自己有用感や自己肯定感等を高める取り組み
- (a) より良い人間関係を構築する学校行事等での異年齢交流を充実させる。
 - (b) ソーシャル・スキル・トレーニング等の心理教育プログラムの活用を推進する。
- (エ) 生徒の社会性や規範意識を育む教育活動
- (a) 教育活動全体を通じた道徳教育の充実に努める。
 - (b) 地域住民と連携・協働して行う、学校行事等を充実させる。

(2) 課題未然防止教育による取組

- (ア) 生徒や保護者等への「学校いじめ防止基本方針」の周知、学校ホームページへの掲載
- (a) 「学校いじめ防止基本方針」については、学校ホームページ等への掲載をする。
 - (b) HR活動やPTA総会等、生徒や保護者が「学校いじめ防止基本方針」についての理解を深めることができる取組を推進する。
- (イ) 生徒自らが、いじめの防止に取り組む活動の推進
- (a) 生徒会活動等において、生徒自らがいじめ未然防止について考える活動を充実させる。
 - (b) 管内や各市町村でのいじめ防止等の取組について考える「こども会議」等への参加を推進する。
- (ウ) 家庭や地域と連携し、多様な教育資源を活用した道徳教育の推進
- (a) 地域に根差した教材や北海道独自の教材を活用した道徳教育を充実させる。
 - (b) 実際の事例や動画などを教材に生徒同士で検討したり、いじめの場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的に学ぶ機会を充実させる。
- (エ) いじめ防止に関わり、専門家等と連携した取組の推進
- (a) スクールカウンセラー（以下SC）やスクールソーシャルワーカー（以下SSW）等との連携による「SOSの出し方に関する教育」の充実に努める。
 - (b) 警察等との連携によるインターネット上のトラブル防止に向けた「情報モラル教室」の充実に努める。
 - (c) 保健師等との連携による性犯罪・性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」を充実させる。
- (オ) 「性的マイノリティ」とされる生徒や、多様な背景を持つ生徒への指導や支援
- (a) SCやSSW、道・市保健師等と連携を図り、学習面、行動面、対人関係への指導・支援と、生徒が相談しやすい環境整備を推進する。

(3) 課題早期発見対応による取組

(ア) いじめの積極的な認知と「いじめ見逃しゼロ」の徹底

- (a) いじめの早期発見のためのチェックリスト等の活用及び定期的ないじめアンケートや個人面談等により早期発見に努める。
- (b) 発見したいじめ（いじめの疑いも含む）の「いじめ対策委員会」への報告の徹底を図る。
- (c) いじめの認知件数が0件の場合であっても、学校HP等による認知結果を公表し、検証を行う。

(イ) 生徒がいじめについて相談しやすい環境の整備

- (a) 学校での教育相談体制について生徒や保護者への周知、相談室等の環境の工夫を行う。
- (b) 各種教育相談窓口の継続的な周知と資料促進に努める。

(ウ) 「いじめ対策委員会」に報告された情報整理及び認知の判断

- (a) アセスメントシート等による情報収集に努める。
- (b) いじめの認知、対応方針の決定及び対応方針の可視化による全教職員への情報共有に努める。

(エ) 適切なアセスメントに基づく被害・加害生徒、関係生徒への対応

- (a) 適切なアセスメントに基づく被害・加害生徒、関係生徒への操縦な対応に努める。
- (b) いじめを受けた生徒を徹底して守り通すための取組及び継続的な観察・見守り、SC等と連携した教育相談（心のケア）に努める。
- (c) いじめを行った生徒への毅然とした指導と成長支援の視点に立った指導、観衆や傍観した生徒等への指導にあたる。

(4) 困難課題対応的生徒指導による取組

(ア) いじめ対策委員会による「ケース会議」の実施

- (a) SC等を交えたケース会議においてアセスメントを行い、指導方針と具体的対応のプランニングを検討し、被害及び加害の生徒・保護者に、指導や援助方針を説明し対応に当たる。

(イ) 道教委の「外部専門家チーム」「いじめ問題『緊急支援チーム』」等の活用

- (a) 学校だけでは解決することが困難な事案については、生徒を徹底して守る観点から、専門家等の助言を得た適切な生徒及び保護者への対応に努める。
- (b) いじめの解消に向けた校内での教職員の研修等を実施する。

(5) 生徒指導体制、家庭・地域・関係機関との連携体制

(ア) 学校におけるいじめの防止等に関する処置

- (a) 「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止のための年間指導計画の改善・充実に向けて学校評価を活用した点検・見直しを行う。
- (b) 「いじめ対策委員会」での会議録、いじめアンケート（原本）、相談記録については、保存期間（5年）を定め保管する。

(イ) 学校相互間の連携、関係機関等との連携

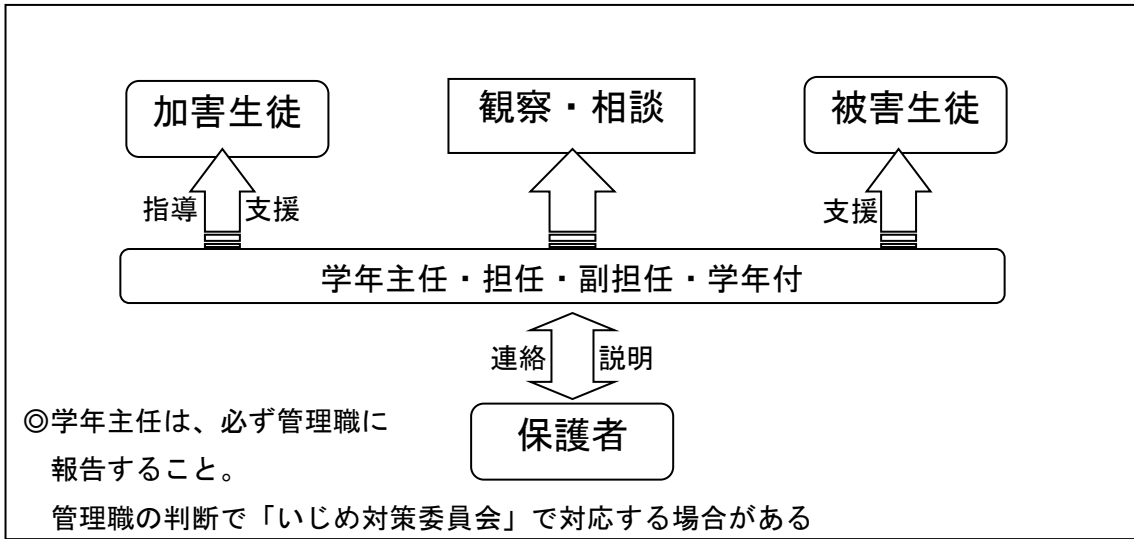
- (a) 入学、転校等の際に、卒業中学校や当該学校間におけるいじめ等に関する指導記録等の引継ぎを実施する。
- (b) 警察など関係機関等との連絡窓口（教頭）を確認し、教護連盟等での情報共有を実施する。
- (c) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察へ相談、通報し連携して対応するとともに、保護者に対して警察との連携の趣旨や具体的な内容について周知する。

(6) いじめ防止のための年間計画

時期	実施項目	内容
4月	いじめ防止啓発 「いじめ防止基本方針」の提示	「いじめ防止基本方針」の説明・周知 (始業式・PTA総会・LHR)
4月	いじめ問題に係る研修会	いじめ防止に向けた教職員研修
5月	いじめ防止啓発	アセスメントツールの活用 (LHR)
5月	いじめアンケート (1回目)	全校生徒にアンケートを実施し、実態把握
6月	アンケート結果検証	アンケート結果の検証、いじめ防止対策等確認
7月	学校評議員会	いじめ対策委員会による取組状況説明
8月	いじめ防止啓発	全校集会をとおり、他者を思う気持ちを醸成
10月	いじめ問題に係る研修会	コンパスを用いた教職員研修
11月	いじめアンケート (2回目)	全校生徒にアンケートを実施し、実態把握
12月	アンケート結果検証	アンケート結果の検証、いじめ防止対策等確認
1月	いじめ防止啓発	全校生徒にアンケートを実施し、実態把握
2月	学校評議員会	いじめ対策委員会による取組状況説明
3月	「いじめ防止基本方針」見直し	学校評価等をもとに見直し (改善)
毎月	校内ネットパトロール 教育相談 いじめ対策委員会 (情報交換)	ネットへの書き込みチェック及び削除 SCによる教育相談 生徒状況の情報共有

4 組織

(1) 1次組織（学年主任・担任・副担任・学年付）

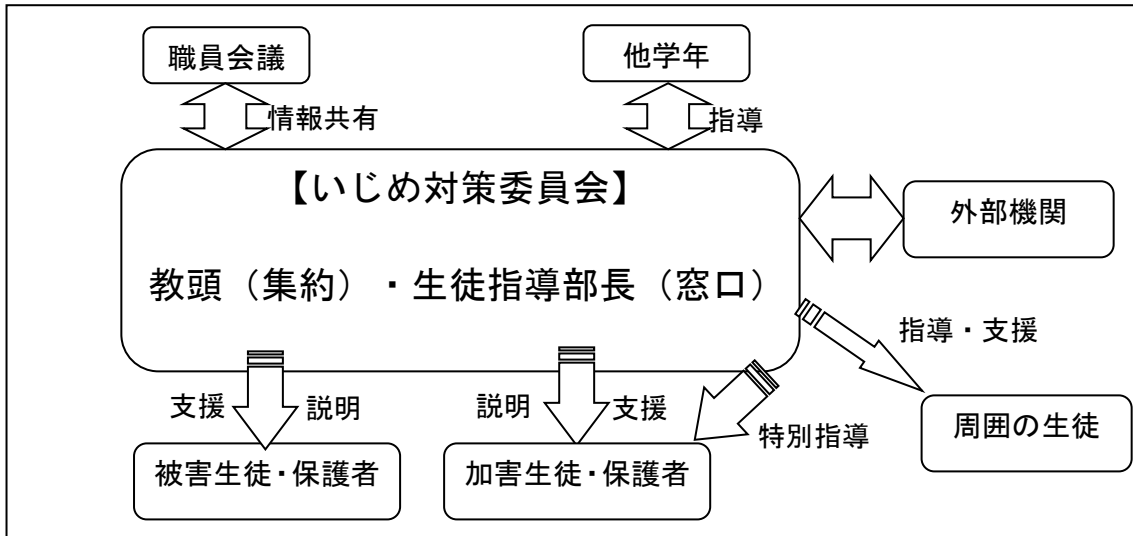


(2) 2次組織（1次組織でも解決に至らなかった場合）

名称：いじめ対策委員会

構成員：5 いじめ防止等の対策のための組織と取組 参照

外部機関：警察、児童相談所、保健所、道教委渡島教育局



いじめ防止及びいじめ発生の対応は、次のとおり行う。

① いじめの予防

いじめ防止に重点を置き、いじめを起こさせないための予防的取組に努める。日々の学校教育活動をとおして、自己有用感や規範意識を高め、他を思いやる優しさと豊かな人間性や社会性を育てる。

② いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが大切であり、そのことが早期解決につながる。生徒の何らかのサインを見逃さないため情報の共有が重要である。

③ いじめを受けている生徒対応

いじめを受けている生徒に対しては、苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除き生徒の立場に立って継続的に支援する。また、生徒の安全確保は不可欠である。

④ いじめている生徒対応

いじめている生徒に対しては、いじめは許されないという毅然とした態度で接し、他人の痛みを分らせるよう根気強い指導を行う。必要に応じて出席停止などの処置をとる。また、関係集団に対しては、面白がったり見て見ぬふりをしたりせず、周囲に相談したり、他と協力する等いじめを解決しようとする姿勢を育てる。

⑤ 保護者への対応

いじめを受けている生徒の保護者に対しては、複数の教職員で対応し学校が全力で解決するよう決意を伝え安心感を与える。また、いじめている生徒の保護者に対しては、事実を速やかに丁寧に伝え、解決のため保護者に協力を求める。

⑥ 関係機関との連携

学校だけでは解決できないケースも多いため、関係機関とは情報交換だけではなく一体的な対応をとることが重要である。

⑦ ネットによるいじめの対応

情報通信ツールを使った特定の生徒に対する誹謗中傷を不特定多数に発信する行為で、この行為だけで犯罪となる。ネットパトロールや関係機関との連携によって、早期発見と早期解決が重要である。

⑧ 重大事案の対応

生徒の自殺、精神疾患の発症、身体の障害、高額の金品強要など重大な事態と判断した場合は、教育委員会に報告するとともに、関係機関と連携して対応する。

(3) 検証と総括

発生した「いじめ」について、発生の原因、いじめの対応、支援と指導等について検証と総括を行い、いじめ防止に努めるまた、年度末に委員会によりいじめ防止基本方針の見直しを行う。

(4) 校内研修

「いじめ防止」・「いじめ対応」等に係る校内研修を実施し、教職員のスキルを高める。

5 早期発見・事案対応マニュアル

【いじめの把握・報告】

〈いじめの把握〉

- いじめを受けた生徒や保護者 ○周囲の生徒や保護者 ○学級担任 ○アンケート調査
- 学校以外の関係機関 ○担任以外の教職員 ○SC・SSW ○地域住民

〈いじめの報告〉

- 把握者→(学級担任等)→生徒指導担当者→教頭→校長

いじめ対策委員会の開催

【事実確認及び指導方針の決定(いじめ対策委員会)】

- 事実関係の把握 いじめの認知の判断 指導方針や指導方法の決定 役割分担
- 全教職員への共通理解 SCや関係機関との連携

【いじめ対策委員会による対応】

- いじめを受けた生徒及び保護者への対応 ○いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導 ○SCの派遣要請 ○関係機関への相談(渡島教育局、警察等)

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制を整え、いじめをやめさせ、安全確保及び再発防止を徹底して守ります。 ・いじめの解消の要件に基づき、他いじめ対策委員会で継続して注視するとともに自尊心を高めるなど心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 ・不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は絶対に許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ・自分の問題と捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団を作ることの大切さを自覚させる。
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ・今後の指導方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ・保護者と連携して指導を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じ今後の対応等について協力を求める。

○いじめ対策委員会におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

<ul style="list-style-type: none"> ○原因の分析 ・事実の整理、指導方針の再確認 ・SCなど外部の専門家等の活用 ○学校体制の改善・充実 ・生徒指導体制の点検・改善 ・教育相談体制の強化 ・生徒理解研修や事例研究等 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容及び指導方法の改善及び学級経営の改善 ・生徒の居場所づくり、学級経営の改善 ・LHRや学校行事など豊かな心を育てる指導の工夫 ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、個人に配慮した授業づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域との連携 ・教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 ・学校評価におけるいじめの問題への取組状況や達成状況を評価 ・PTAと協力し、豊かな心を醸成を促す取り組み
---	---	---

6 いじめの早期発見のためのチェックリスト

次の項目に当てはまる生徒がいる場合には、注意深く当該生徒の学校生活を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

日常の行動や様子等

- 遅刻・欠席・早退が増えた。
- 保健室などで過ごす時間が増えた。または、すぐに保健室へ行きたがる。
- 用もないのに職員室や保健室の前でよく見かける。または訪問する。
- 教職員の近くにいたがる。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。
- 交友関係が変わった。
- 表情が暗く、元気がない。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 衣服に汚れが見られる。
- 持ち物にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。
- 体に擦り傷やあざができていることがある。
- けがをしている理由をあいまいにする。

授業の様子

- 教室にいつも遅れてくる。
- 保健室・トイレに行く回数が増える。
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしからかいがある。
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。
- グループを編成すると、机を離されたり避けられたりする。

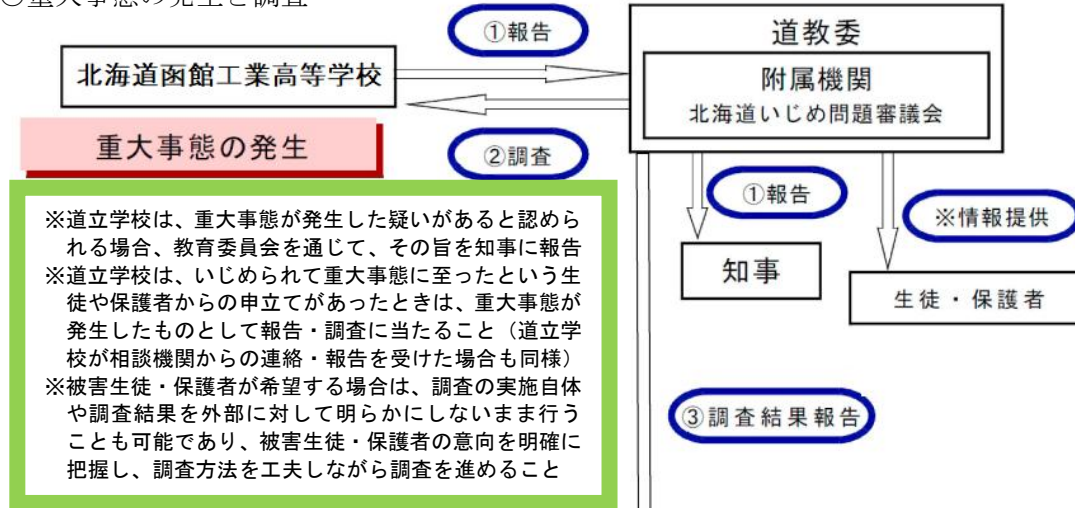
放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて清掃している。
- ゴミ捨てなど、いつも人の嫌がる仕事をしている。
- いつも一人で下校している。
- 一人で部活動の練習や準備や後片付けをしている。
- 部活動を休み始め、急に部活動をやめたいと言い出す。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努めます。

○重大事態の発生と調査



○知事による再調査



※ 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

8 いじめ防止等の対策のための組織と取組

いじめ対策委員会 (全日制)	委員長	校長	副委員長	教頭
	委員	主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭 生徒指導部長、生徒会指導部長、教務部長、保健部長 当該学年主任、当該担任、当該学科長、学校医 必要に応じ「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー 弁護士、医師、警察官等経験者等の外部専門家		

校内委員会 (全日制)	委員長 校長 副委員長 教頭 委員 主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭 生徒指導部長、生徒会指導部長、教務部長、保健部長 当該学年主任、当該担任、当該学科長
いじめ対策委員会 (定時制)	委員長 校長 副委員長 教頭 委員 特別支援教育コーディネーター、養護教諭 生徒指導部長、教務部長、当該学年主任、当該担任 学科長、PTA代表 必要に応じ「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー 弁護士、医師、警察官等経験者等の外部専門家
校内委員会 (定時制)	委員長 校長 副委員長 教頭 委員 特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教務部長 生徒指導部長、当該学年主任、当該担任、学科長

9 いじめ対応（事前対処プランシート）

次のチェックシートを活用し、「いじめ防止対策委員会」で、いじめが発生した場合の対応の流れや学校の取組を確認する。

事案名 : 令和〇年 〇〇科生徒におけるいじめ事案			
認知時期 : 令和〇年 〇月 〇日 コーディネーター : いじめ防止対策委員会			
内容	対応者	対応内容	目途
被害生徒への支援・ケア	担任 養護教諭	面談の実施 SCとの連携、面談	週2回 月1回～3回程度
被害生徒の保護者との 情報共有・協力依頼	担任・学年主任 担任	状況の説明、支援に向けた支援内容の説明 加害生徒、クラスの様子 of 常用報告	速やかに こまめに
加害生徒への指導・支援	生徒指導部 担任	いじめであることを気づかせる指導 面談実施	速やかに 週1回程度
被害生徒の保護者との 情報共有・協力依頼	担任・学年主任 担任	状況の説明、指導内容の説明 被害生徒、クラスの様子 of 状況報告	速やかに こまめに
クラス、学年等への 指導・支援	担任	クラスの個別面談の実施 ※被害生徒の心情を優先して全体への呼びかけではなく、個別指導とする	10日程度で全員
外部機関との連携	教頭 養護教諭	教育委員会への報告 ※いじめの認知の報告済み SCとの連携、ケース会議	速やかに 速やかに

10 いじめの実態把握

被害生徒等が訴えたいじめの状況を正確に把握するため、聞き取りを行う教職員は次のシートを活用し、同じ視点で聞き取りを行い、「いじめ対策委員会」へ報告する。

いじめ実態把握シート	
記入日：令和 ○年 ○月 ○日	
記入者：○ ○ ○	
聞き取り 生徒	電子機械科 ○年 ○番 氏名 ○ ○ ○ ○
発 生 日 時	
発 生 場 所	
関 係 生 徒	
いじめの 態 様	<input type="checkbox"/> 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 <input type="checkbox"/> 仲間はずれ、集団による無視をされる。 <input type="checkbox"/> 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 <input type="checkbox"/> 金品をたかられる <input type="checkbox"/> 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 <input type="checkbox"/> 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、やらされたりする。 <input type="checkbox"/> パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 <input type="checkbox"/> その他 ()
内 容	
要 因・背 景	
現 在 の 状 況	
○本シートを「いじめ対策委員会」へ報告すること	